

## 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象及び範囲

生活環境部（上下水道管理課、上下水道課、環境課、クリーンセンター、衛生センター）及び病院事務局（総務課、用度管理課、医事課）の所管に属する平成29年4月1日から11月30日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 2 監査実施の期間

平成30年1月11日から2月13日まで  
（委員監査：平成30年2月1日）

### 3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、それぞれ抽出により関係帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、職員から説明を聴取した。

### 4 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の執行に関する事務
- (7) その他経営に係る事業の管理

### 5 監査の結果

監査の結果、予算の執行及びその他事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、以下の点について要望する。

#### (1) 水道・下水道施設の整備

水道施設は、安価で安心安全な水道水の安定供給に向けて、現在建設中の新配水池の完成、供給開始に伴い、現在の配水池、ポンプ場施設を集約するとともに、既存施設の耐震化と更新が必要である。特に耐震非適合の管路については、アセットマネジメント及び地域水道ビジョンに基づき、耐震管に更新していく予定である。一方、下水道施設は、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント処理施設の老朽化に伴う更新費用、維持管理費用が多額になるため、生活排水処理計画に基づき、公共下水道への接続、施設の統

廃合を進めていく予定である。水道・下水道施設の整備には、長期にわたり多額の費用が必要で、水道・下水道事業会計への繰出しを行う市財政当局と十分に協議し、費用の平準化を図りながら事業管理に努められたい。

#### (2) 加西病院の経営改革

国の医療制度改革等に伴い、加西病院の経営が医師不足等により平成28年度から急激に悪化し、現在も厳しい経営状況が続いている。新事業管理者の下、従来の急性期医療に加えて、地域包括ケア病棟の増設により、回復期の入院患者数の増加にも取り組まれているが、今後の状況を確認する必要がある。病院自体の経営努力に加えて、市会計の財政支援も状況に応じて強化する必要があるが、病院の現状を周知し市民の理解を深めて、今後も広く親しまれ信頼される地域の中核病院としての役割を果たされるように努められたい。

#### (3) 医療関連の契約

長期継続契約は、会計年度独立の例外で複数年の契約であるが、債務負担行為と異なり、必ずしも後年度の義務費となるものではなく、市管財課作成の契約書様式では、予算の範囲内で給付を受けるという解除権を留保した条項が付されている。一方、病院事務局所管の長期継続契約には該当の条項がなく、また、自動更新期間の期限のないものや、係争時の管轄裁判所が契約相手方の所在地の管轄になっているものも見られた。医療関連契約の商慣習等の特殊性も考えられるが、契約更新時には、長期継続契約事務要領（平成17年加西市訓令第41号）等も参考にして、事務執行に努められたい。

#### (4) 未収金の管理

今回の監査対象部署には、水道・下水道使用料、し尿収集手数料、病院診療費等の未収金がある。それぞれの滞納者に対しては給水停止、し尿収集事業者への徴収委託、患者への医師・看護師等と連携した対応、訪問徴収等の取り組みを進め、一定の効果を上げられている。一方、未収金の中には、所在不明等により回収困難なものも含まれており、回収不能分については、適時に不納欠損等の処理を行う必要があるものとする。今般、市では債権管理条例を市議会平成30年3月定例会に提案される予定で、今後も法令・条例等に基づき適正な債権管理に努められたい。

以上